

# 障がい福祉 ガイドブック



葛巻町 健康福祉課

(平成 30 年度作成)



# はじめに

このガイドブックは、身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証などを取得されるなど障がいを抱える方に、町が行っているサービスや生活情報などを提供するため、制作したものです。

障がいを抱えていても、安心した生活が送れるように葛巻町の地域性に基づいたサービス内容などを掲載していますので、日々の生活の参考にしてください。

それぞれの申請場所は、内容毎に掲載していますのでそちらへ連絡をお願いします。

全体を通しての疑問点は、下記連絡先にお問合せください。

葛巻町役場 健康福祉課 福祉係

〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1

電話：0195-66-2111(内線 152)

FAX：0195-67-1060

Mail：kuzumaki0402@town.kuzumaki.iwate.jp

# もくじ

## 各種手帳について

身体障害者手帳… P 1

療育手帳… P 1

精神保健福祉手帳… P 2

コラム 1 障害者総合支援法とは？… P 2

## 障害福祉サービスについて

障害者(児)サービス利用… P 3

サービス利用の仕方… P 4

サービスを利用したときの費用… P 5

コラム 2 介護保険制度との関係… P 6

## 医療費助成等について

重度(中度)心身障害者医療費の助成… P 7

自立支援医療費の助成

①育成医療… P 8

②精神通院… P 8

③更生医療… P 9

難病(特定疾患・小児慢性特定疾患)の医療費助成… P 10

在宅進行性筋委縮症者指導事業… P 10

在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成… P 11

## 手当・年金について

障害基礎年金(国民年金)… P 12

特別障害者手当… P 13

特別児童扶養手当… P 14

心身障害者扶養共済… P 16

在宅重度障害者及び寝たきり老人等介護手当… P 17

## 福祉用具の利用について

補装具の購入・修理・借受け… P 18

コラム 3 福祉用具の他制度との関係… P 18

日常生活用具の給付・レンタル… P 19

福祉用具の貸出事業… P 19

## 税金・公共料金等の割引について

所得税・住民税の控除… P 20

①障害者控除… P 20

②医療費控除… P 21

(1)従来 of 医療費控除… P 21

(2)セルフメディケーション税制… P 22

③住民税の非課税範囲… P 23

軽自動車税の減免… P 24

自動車税・自動車取得税の免除… P 25

各種税の相談窓口… P 26

NHK 放送受診料の免除… P 27

NET119 緊急通報システム(FAX119・メール119)… P 27

NTT の無料番号「ふれあい案内」… P 27

電話お願い手帳(聴覚・言語機能障害等)… P 28

携帯電話料金の割引… P 28

## 移動・交通に関するサービスについて

交通機関の運賃割引… P 29

障がい者等通院交通費助成… P 30

外出支援サービス… P 31

移動支援事業… P 32

福祉車両の無料貸出事業… P 32

コラム 4 障害者マークの一例… P 33

## その他の各種制度・サービスについて

身体障害者自動車運転免許取得費の助成… P 34

自動車改造費等の助成… P 35

ひとにやさしい駐車場利用制度… P 35

駐車禁止の対象外… P 36

コミュニケーション支援事業… P 36

福祉資金(福祉費・緊急小口資金)の貸付… P 37

生活困窮者自立支援制度… P 38

配食サービス… P 39

日常生活自立支援事業… P 39

シルバー人材センター… P 40～

コラム 5 成年後見制度… P 42

町の各種協議会・ボランティア団体の紹介… P 43

地域の相談員の紹介… P 43

一般相談事業所の紹介… P 44

コラム 6 災害発生時には… P 45～

## 各種一覧

障害者(児)サービス概要… P 47～

近隣サービス事業所マップ… P 50～

日常生活用具の給付・レンタル一覧… P 53～

避難場所一覧… P 56

葛巻町役場の窓口の紹介… P 57



# 各種手帳について

## 身体障害者手帳

申請窓口：健康福祉課 福祉係（内線 152）

身体に障害のある方に交付される手帳で、障害の程度により1級（最重度）から6級（軽度）までの等級があります。障害の状態によっては、再度判定を受ける場合もあります。

### ○申請手続き方法

交 付	身体障害者手帳交付申請書、指定医の診断書・意見書、本人の写真(たて4 cm×横3 cm) 1枚、印鑑、マイナンバーカード(または通知カード)が必要です。
再交付	手帳をなくしたり、汚損したり、障害の程度に変更があったときには、再交付の申請が必要です。
変更届	住所、氏名の変更及び死亡等のときも届出が必要です。

## 療育手帳

申請窓口：健康福祉課 福祉係（内線 152）

知的障害者（児）交付される手帳で、障害の程度によりA（重度）・B（中軽度）までの等級があります。

### ○申請手続き方法

交 付	療育手帳交付申請書、本人の写真（たて4 cm×横3 cm）1枚、印鑑が必要です。 ※申請前に岩手県福祉総合センターで、判定を受けていただきます。
再交付	手帳をなくしたり、汚損したときは、再交付の申請が必要です。
変更届	住所、氏名の変更及び死亡等のときも届出が必要です。

## 精神障害者保健福祉手帳

申請窓口：健康福祉課 福祉係（内線 152）

精神疾患を有する方（統合失調症、そううつ病等）のうち精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への不安がある方に交付される手帳で、障害の程度により1～3級までの等級があります。2年ごとに更新の手続きがあります。

### ○申請手続き方法

交 付	障害者手帳申請書、医師の診断書、障害者年金等の年金証書の写し、印鑑、マイナンバーカード(または通知カード)が必要です。
再交付	手帳をなくしたり、汚損したときは、再交付の申請が必要です。
変更届	住所、氏名の変更及び死亡等のとき届出が必要です。

### コラム1 障害者総合支援法とは??

障害者総合支援法は誰もが住み慣れた地域で生活を実現するために、障害がある方に対して総合的な支援を行う法律です。この法律により障害のある子どもから大人を対象に必要と認められた福祉サービスや福祉用具の給付や支援を受けることができます。

# 障がい福祉サービスについて

## 障がい者(児)サービスの利用

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

障害者総合支援法によって提供される自立支援給付で、その対象は身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、障害児です。利用できるサービスは、障害支援区分1(軽度)～6(最重度)により異なります。

18歳未満の障害児については、障害者総合支援法による福祉サービスと併せて児童福祉法によるサービスも利用することができます。

すべてが町内で利用できるサービスとは限りませんので、サービス利用を希望する場合は、まずは窓口までご相談ください。

### 自立支援給付

#### 介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）  
重度訪問介護  
同行援護  
行動援護  
重度障害者等包括支援  
短期入所（ショートステイ）  
療養介護  
生活介護  
施設入所支援

#### 訓練等給付

自立訓練  
就労移行支援  
就労継続支援  
共同生活援助（グループホーム）

#### 自立支援医療

更生医療  
育成医療※  
精神科通院医療※

#### 補装具

【サービス概要および近隣サービス事業一覧は47ページ以降を参考ください。】



## サービス利用の仕方

### ①相談・申請

町または相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は健康福祉課に申請します。

### ②介護給付を受ける場合

障害者(児)本人またはその保護者、支援者と面接し、心身の状況や生活環境などについて確認し、どのような支援をどのくらい必要か障害支援区分認定を行うための調査を行います。

### ③訓練給付を受ける場合

障害支援区分の調査の必要がないため、調査なしの利用が可能です。

### ④審査・判定

調査の結果及び医師の診断結果をもとに、市町村審査会で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態かに応じて障害支援区分が決められます。

### ⑤認定決定通知

障がい支援区分や生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量が決定され、「障がい福祉サービス受給者証」が交付されます。

### ⑥事業者との契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

### ⑦サービスの利用開始

受給者証を提示しサービスの利用開始です。

## サービスを利用したときの費用

### ○利用者負担額の上限

原則、費用の1割を支払います。（上限額よりサービス費用の1割に相当する額の方が低い場合には、1割を負担します。）

#### ①障害者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	住民税非課税世帯の人	0円
一般1	住民税課税世帯の人（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

#### ②障害児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円	
低所得	住民税非課税世帯の人	0円	
一般1	住民税課税世帯の人 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

## コラム2 介護保険制度等との関係

介護保険制度のサービスが受けられる方は、基本的には介護保険によるサービスを優先して利用していただきます。

### 【介護保険に該当する方】

- 65 歳以上
- 40 歳以上で、介護保険法に定める「特定疾病」(以下)により介護が必要な状態になった方

### 【介護保険の特定疾病の種類】

- ・筋委縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・多系統萎縮症
- ・初老期における認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・関節リウマチ
- ・慢性閉塞性関節症
- ・がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

# 医療費助成等について

## 重度(中度)心身障害者医療費の助成

申請窓口：住民会計課 国保係(内線 121・125)

重度(中度)の心身障害者(児)に対し医療費の助成を行います。保険証を使って病院などで診療を受けた際の自己負担分が助成対象です。(入院時の食事療養費や保険適用外は除きます。)

### 【利用方法】

住民会計課で発行の受給者証と申請書(医療機関ごとに1枚)を医療機関窓口へ提示し、費用をいったん自己負担いただきます。その後2ヶ月後に指定口座へ助成額が振り込まれる仕組みです。

なお、未就学児の重度(中度)心身障害者医療費助成については、受給者証を医療機関窓口で提示することにより、費用を負担せずに診療を受けることができます。

### 【区分別】

	対象者	内容	手続きに必要なもの
重度	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳1級、2級所持の者</li><li>・療育手帳A所持の者</li><li>・障害基礎年金1級受給者</li><li>・特別児童扶養手当1級</li></ul>	自己負担額の 全額助成	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳など 対象になることが確認 できもの</li><li>・印鑑</li></ul>
中度	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳3級所持者</li><li>・障害基礎年金2級受給者</li><li>・特別児童扶養手当2級</li></ul>	自己負担額の 1/2を助成	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険証、通帳など口 座番号がわかるもの</li></ul>

障害者の障がい程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めるために必要な医療を県の指定する医療機関などで受ける場合に、窓口負担を1割に軽減する制度です。

※所得状況などにより、1か月の負担上限額が設けられます。また対象外となる場合があります。

※医療を受ける前の事前申請が必要です。

※有効期間は最長1年間で、医療を継続する場合には、更新手続きが必要です。

### ①育成医療

18歳未満であって身体に障害のある児童や、放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して、必要な医療費を助成する内容です。

### ②精神通院

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状のある方の通院医療費を助成します。院外処方、精神科デイ・ケア、訪問看護も対象となります。

### ③更生医療

身体障害者手帳を有した 18 歳以上の者で、かつ手帳に記載された傷病に対応した医療を受け、治療効果(身体機能の改善もしくは維持)が期待される方に対して、医療費の一部を助成する内容です。助成については課税の状況によって上限額の違いがあります。詳しくは下記を参考にしてください。

#### ①対象障害及び疾病、医療例

障害名	対象となる医療の一例・・・【 】は原因疾病等
視覚	角膜移植術【角膜混濁】、水晶体摘出術【白内障】、網膜剥離術【網膜剥離】、虹彩切除術【瞳孔閉鎖】
聴覚	形成術【外耳性難聴】、穿孔閉鎖術【鼓膜穿孔】
言語	薬物・暗示療法による治療【精神的ショック等により生じた機能性言語障害】、形成術【外傷性または手術後に生じた発音構語障害】
肢体	理学療法・作業療法【マヒ障害】、関節授動術・関節形成術・人口関節置換術【関節拘縮・関節強直】、切断端形成術【義肢装具のため】
心臓	弁口、心室心房中隔に対する手術【先天性疾患】 ペースメーカー移植術【後天性心疾患】
腎臓	人工透析療法(血液透析・腹膜透析)【腎機能全般】、腎移植術
小腸	中心静脈栄養法【小腸機能全般】
免疫	抗 HIV 療法・免疫調節療法【HIV 感染症】

#### ②利用者負担額

区分	課税状況	上限額
生 保		0 円
低所得者 1	住民税非課税で所得が 80 万円以下	2,500 円
低所得者 2	住民税非課税で所得所得 80 万円以上	5,000 円
中間所得 1	住民税課税で所得割 2 万円未満	10,000 円
中間所得 2	住民税課税・所得割 20 万円未満	20,000 円

## 難病(特定疾患・小児慢性特定疾患)の医療費助成

申請窓口：岩手県県央保健所 保健課(019-629-6574)

国が指定する難病のうち、パーキンソン病など特定疾患患者の治療費を助成します。詳しくは申請窓口にご確認ください。

## 在宅進行性筋萎縮症者指導事業

窓口：健康福祉課(内 152) 岩手県福祉総合相談センター019-629-9615

在宅の進行性筋萎縮症に罹患している方の程度や状態を、専門医による診査を行い、専門スタッフが必要な相談指導、訓練を行う事業です。

対象	進行性筋ジストロフィー、ミオパチー、脊髄性筋萎縮症等の患者であって、専門医療機関における受診の機会が少ない者。(筋萎縮性側索硬化症ALSの方は対象となりません)
備考	相談は地域ごとに巡回制で行われるため、予約制になります。希望の際は、窓口まで相談してください。

## 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成

申請窓口：健康福祉課 福祉係 内線(152)

町内に住所を有し、在宅酸素療法を行っている方の酸素濃縮器の使用に係る電気代の一部を助成します。ただし下記①～③に該当する方は、重度心身障害者医療助成等による全額給付を受けることができるため対象外となります。

- ①身体障害者手帳に記載されている障害の等級が1級又は2級の者
- ②特別児童扶養手当1級に該当する方
- ③障害基礎年金の1級に該当する方

### ★助成金額

区 分	助成額(月額)	手続きに必要なもの
1日の吸入時間が12時間	800円	在宅酸素療法実施確認書または同意書、通帳または口座番号のわかるもの、印鑑
1日の吸入時間が12時間を超え24時間まで	1,900円	

助成対象期間は毎年1月1日～12月31日までの分を、3月に1年分をまとめて助成します。



# 手当・年金について

## 障害基礎年金(国民年金)

申請窓口：住民会計課 国保係(内線 125)

病気やケガの初診日に国民年金の加入者であった方が次の要件を満たしているときに一定額が支給されます。

病気やケガが治った(症状が固定した)日、または初診日から1年6カ月を経過した日に国民年金定める1, 2級の障害があるとき(身体障害者手帳1～3級程度を目安)、初診日の前日において、国民年金加入期間のうち3分の2以上の「保険料を納めている」か「保険料の免除を受けた期間」であること

なお、平成38年4月1日前までに病気やケガをして障害者になったときは、初診日の属する月の2か月前までの直近の1年間に保険料の滞納がなければ障害基礎年金を請求できる特例もあります。

20歳前の障害については20歳前に初診日があり国民年金法に定める1,2級の障害に該当する場合は20歳に達したときから障害基礎年金が支給されます。

年金額(平成30年4月～)		
1級	81,177円/月	【支払い月】
2級	64,941円/月	偶数月：4, 6, 8, 10, 12, 2月

※年金額は年度によって変更されることがあります。

厚生年金に加入している方は、盛岡年金事務所(下記)へ問い合わせるか、町で行っている年金相談をご利用ください。

盛岡年金事務所：盛岡市松尾町 17-13 (電話：019-623-6211)

## 特別障害者手当

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

障害年金 1 級程度の障害が重複しているなどの、著しく重度の障害を持つ方や精神障害者で、日常生活が著しく制限される方など、日常生活に常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障害者に支給される手当です。

### 【対象者】

ア. 次の 1 から 7 までに定める障害が **2 つ以上重複**している方

①	両眼の視力を足して 0.04 以下の者
②	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上の者
③	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠く者、もしくは両上肢のすべての指に著しい障害を有するもの
④	両下肢の機能に著しい障害を有する者、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能の障害により、座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有する者
⑥	①から⑤までに掲げる者のほか。身体機能の障害または長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
⑦	精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる者

イ. 上記①から⑦の障害が 1 つ存在し、かつそれ以外の国民年金 2 級程度の障害が 2 つ存在し、**合わせて 3 つの障害が存在する方**

ウ. 上記の③から⑤までに定める身体の機能の障害が 1 つ存在し、それが特に重度であって日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方

支給額(平成 30 年 4 月改定)	
月額 26,940 円	【支払い月】 3 か月に 1 回：5, 8, 11, 2 月

※3 か月を超えて入院・入所している、一定の所得を超える場合は受給できません。また、支給額は改定されることがあります。

## 障害児福祉手当

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

20歳未満であって、日常生活において常時介護を要する在宅の障害児に対し、負担軽減と福祉向上を図るため手当を本人に支給します。

### 【対象者】

次の①から⑩に該当する障害児

①	両眼の視力を足して 0.02 以下の児
②	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の児
③	両上肢の機能に著しい障害を有する児
④	両上肢のすべての指を欠く児
⑤	両下肢の用を全く廃した児
⑥	両大腿を 2 分の 1 以上失った児
⑦	体幹の機能の障害により、座っていることができない程度の障害を有する児
⑧	①から⑦までに掲げる者の身体機能の障害または長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
⑨	精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる者
⑩	身体機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の児

支給額(平成 30 年 4 月改定)

月額 14,650 円 【支払い月】 3 か月に 1 回：5, 8, 11, 2 月

※3 か月を超えて入院・入所している、一定の所得を超える場合は支給できません。また、支給額は改定されることがあります。

## 特別児童扶養手当

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

心身に障害を有する 20 歳未満の児童を養育または監護している保護者に対して手当が支払われます。ただし、施設等に入所していたり、障害を事由とする公的年金等を受けている場合、一定の所得を超える場合は受給できません。

手当額(平成 30 年 4 月～)		
1 級	51,700 円/月	【支払い月】 4, 8, 11 月
2 級	34,430 円/月	※ 4 か月分ずつ支給されます。



## 心身障害者扶養共済

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

一定の障害の状態にある障害児(者)の保護者が、健康なうちに加入することで、万が一死亡または重度障害の状態になったとき、遺された障害児(者)に対して一定額の年金を支給する制度です。

### 【加入資格者】

知的障害者、または身体障害者手帳1～3級の障害者を扶養している65歳未満の保護者にあたる方

年 齢	掛金月額 (一口あたり)	支 給 額
35 歳未満	9,300 円	掛金一口につき月額2万円を支給 ※掛ける口数によって、支給される額が変わります。 例：掛金2口の場合は、月額4万円の支給
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	

※制度の見直しにより掛金が改定されることがあります。

※若い年齢のうちに掛けることで、掛け金が安くすみます。

※5年以上加入し脱退した場合には、脱退時期と加入期間に応じて一時金が支払われます。すでに払い込んだ掛金は戻りません。

## 在宅重度障害者及び寝たきり老人等介護手当

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者及びねたきり老人等と同居して、常時介護に従事している方に支給される手当です。

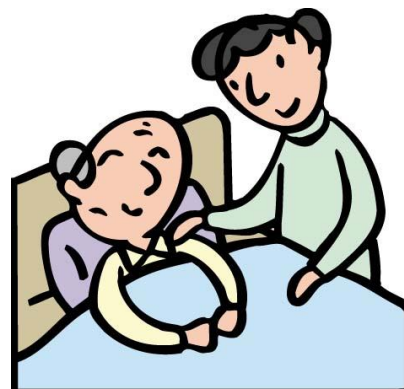
以下の方は受け取ることができません。

- ・介護の対象者が3か月以上の入院をしている場合
- ・介護の対象者が施設入所している場合
- ・一定の所得を超え、課税されてる場合(ただし、介護の対象者が障害基礎年金を受けないときは制限されません。)

### 【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳、医師診断書、民生委員意見書、住民票(全世帯員分)、戸籍謄本、年金証書、年期額改定通知、印鑑が必要です。

手当額	
月額 4,000 円	【支払い月】 6, 9, 12, 3月



# 福祉用具の利用について

## 補装具の購入・修理・借受け 申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

失われた身体の一部や損傷のある身体機能を補う用具(補装具)の購入及び借受けまたは修理に対しての助成を行います。利用者負担額は、購入・借受けまたは修理費用の原則 1 割です。(月額負担上限あります。金額は 5 ページ参照)

対象となる障害	補装具の種目
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(1 本つえを除く)
18 歳未満の児童	座位保持いす、座位保持具、頭部保持具、排便補助具
音声言語障害かつ 重度肢体不自由	重度障害者用意思伝達装置

### コラム 3 福祉用具の他制度との関係

#### ◇治療用の補装具

治療用として医師が診断した補装具は、健康保険(国保、社保など)の扱いになります。

#### ◇労災保険・介護保険

労災保険や介護保険にも福祉用具を支給・レンタルする制度があります。これらの制度は障害者制度によりも優先されるため、労災保険や介護保険で福祉用具の支給を受けることができる方に対しては、基本的に障害者制度で同じ種目の用具を支給できません。

#### ◇難病患者等

国が指定する難病のうち、特定疾患患者に対する用具支給の制度です。障害者制度や介護保険など、他の制度で支給を受けられない方が対象です。



## 日常生活用具の給付・レンタル

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

重度の障害のある方に対し、日常生活の便宜をはかるため、日常生活用具の給付またはレンタルします。

【購入・レンタルできる用具等一覧はP53～を参考ください。】

利用者負担額は、購入、レンタル費用の原則1割です。※費用が、種目ごとに定められた基準額を超える場合、超過分は全額自己負担となります。

## 福祉用具の貸出事業

申請窓口：社会福祉協議会（内線 581）

加齢や障がい、傷病等により福祉機器を必要とする方にベッドや車いすの貸出しを行います。

対象者	町内に居住し、介護保険非該当の方で用具を必要とする状態の方
手続き	申込書を提出し、即時または後日用具を貸し出します。詳しくは窓口までご相談ください。



# 税金・公共料金等の割引について

所得税・住民税の控除 申請窓口：住民会計課 税務徴収係(内線 132・133)

盛岡税務署(019-622-6141)

## ①障害者控除

納税者本人または控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合に、障害者控除を所得金額から差し引くことができます。年末調整や確定申告することにより、控除を受けられます。

対象	控除の種類	控除額	
		所得税	住民税
身体障害者手帳 1 ～ 2 級、療育手帳 A、 精神障害者保健福祉 手帳 1 級など	特別障害者控除	40 万円	30 万円
	特別障害者である控除対象配偶者・扶養親族と同居の場合	配偶者・扶養控除額に 35 万円加算	配偶者・扶養控除額に 23 万円加算
上記以外の障害者手帳所持者など	障害者控除	27 万円	26 万円

## ②医療費控除

医療費控除には従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の2種類の方法があります。多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで納めた所得税等が還付される場合があります。なお、支払った医療費がそのまま還付されるものではありません。

### (1)従来の医療費控除

申請方法	確定申告時に、医療費の明細書、医療費通知書を添付し、医療費控除に関する事項を記載し提出する。
対象内容	診療費、通院費(自家用車での通院のガソリン代や駐車料金を除く)、入院時の部屋代や食事代、医療器具の購入や賃借のための費用、日常生活用具のストーマ用装具や6か月以上寝たきりの人の紙おむつ代、(それぞれ医師の証明があるもの)、介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価(医療費控除対象額の記載がある領収書のみ対象)等

## (2)セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(例えば人間ドッグ、特定健診、インフルエンザワクチン予防接種など)を行っていることを前提に、ドラッグストアなどで購入した対象医薬品の年間購入金額が1万2千円を超える場合、必要書類を添付して確定申告を行うと控除対象となります。申請方法などは下記のとおりです。

申請方法	一定の取組を行ったことを証明する書類と、セルフメディケーション税制対象医薬品を購入した明細書を添付して、確定申告をする。								
対象内容	<p>スイッチ OTC 医薬品 (医師によって処方される医薬品から、薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品に転用されたもの)が対象です。</p> <p>対象商品については控除対象マーク(下記)が印刷されており、領収書には★や◆などマークの記載と、下部に「セルフメディケーション税制対象商品です」などと記載されます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="427 1554 802 1744" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>セルフメディケーション</b></p> <p><b>税 控除 対象</b></p> </div> <div data-bbox="916 1373 1401 1912" style="border: 1px solid gray; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="text-align: center;"><b>領収書の表示例</b></p> <p style="text-align: center;">国 税 薬 局</p> <p>虎ノ門店 TEL: 03-***** 東京都千代田区霞が関*****</p> <p style="text-align: center;">■ 領収書 ■</p> <p>2017年4月1日(土) 12:00</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>★ゼイムEX</td><td style="text-align: right;">¥1,273</td></tr> <tr><td>ズツウヤク60</td><td style="text-align: right;">¥760</td></tr> <tr><td>ハンドソープ</td><td style="text-align: right;">¥298</td></tr> <tr><td>★カクテイ胃腸薬MN</td><td style="text-align: right;">¥691</td></tr> </table> <hr/> <p>小計 4点 <span style="float: right;">¥3,222</span></p> <p><b>合 計</b> <span style="float: right;"><b>¥3,222</b></span></p> <p>内消費税 <span style="float: right;">¥238</span></p> <p>お預り <span style="float: right;">¥4,000</span></p> <p><b>お 釣 り</b> <span style="float: right;"><b>¥778</b></span></p> <hr/> <p>★印はセルフメディケーション税制対象商品です</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">領収書に控除の対象であることが記載されています。</p>	★ゼイムEX	¥1,273	ズツウヤク60	¥760	ハンドソープ	¥298	★カクテイ胃腸薬MN	¥691
★ゼイムEX	¥1,273								
ズツウヤク60	¥760								
ハンドソープ	¥298								
★カクテイ胃腸薬MN	¥691								

スイッチ OTC 医薬品 の対象例	風邪薬(ベンザブロック IP・L、パブロン L など)、 花粉症薬(アレグラ FX、アレジオン 10・20 など)、 ビタミン剤(アリナミン EX ゴールド、ナボリン S、ユンケル B 1 2 など)
-------------------------	---

※ただし、セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を同時に申告はできません。従来の医療費控除の適用がある場合には、そちらが適用となります。

### ③住民税の非課税範囲

本人が上記①の障害者控除を受け、合計所得金額が 125 万円以下の場合、住民税が非課税となります。



## 軽自動車税の減免

申請窓口：住民会計課 税務徴収係(内線 134)

身体に障害のある人や、精神に重度の障害のある人が使用する軽自動車で、一定要件に該当する場合は、減免申請書を提出することにより、軽自動車税が減免されます。基本的に、障害者本人所有の車であることが前提です。ただし、精神障害や知的障害、18歳未満の身体障害者については本人または生計をともにする方が所有する自動車の対象となります。

### 【申請に必要な書類】

- ・ 軽自動車税納税通知書
- ・ 運転する人の免許証
- ・ 印鑑
- ・ 各手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)

※障害の程度や自動車の使用状況により、対象外となる場合があります。



## 自動車税・自動車取得税の免除

申請窓口：盛岡広域振興局 税務課(019-629-5146)

身体障害手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療費受給者番号が記載されたもの)、療育手帳を所持している方のうち、一定の障がいに該当する方が対象です。免除を受けることができる自動車は1台のみで、軽自動車税の免除と重複して受けることはできません。また、基本的に障害者本人所有の車であることが前提です。ただし、精神障害や知的障害、18歳未満の身体障害者については本人または生計をともにする方が所有する自動車の対象となります。

### 【申請に必要な書類】

1.障害者本人が運転者の場合	各手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)・運転する人の免許証・車検証・印鑑・マイナンバーカード(通知証)
2.生計同一者が運転者の場合	上記1のほか、学校、施設、病院等の通学等証明書、生計を一にすることを証する書類健康保険証の写または源泉徴収票の写し等の扶養関係を確認できる書類、
3.常時介護する方が運転する方	上記1のほか、学校、施設、病院等の通学等証明書、障がいのある方のみで構成される世帯全員の住民票の写し、世帯全員の手帳の写、運行計画書及び常時介護者運転に係る確認書

※学校・施設・病院等の通学証明書等は広域振興局の県税窓口に備え付けてあります。各申請書などホームページからダウンロードが可能なものもありますので、詳しくは上記窓口に確認ください。

## 各種税の相談窓口

申請窓口：盛岡税務署(019-622-6141)

障害者控除をはじめ、様々な特例控除の対象となる場合があります。詳しくは、窓口まで確認ください。

税 種	障害者	特別障害者
贈与税の非課税	3000 万円まで非課税	6000 万円まで非課税
相続税の障害者控除	85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円が控除される	85 歳に達するまでの年数 1 年につき 20 万円が控除される
少額貯蓄の利子等の非課税	350 万円までの預貯金当の利子など→非課税	

## N H K 放送受診料の免除

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で一定の要件を満たす場合、NHK 放送受診料が免除されます。

○対象世帯	免除額
障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方がいる住民税非課税世帯 ( <u>世帯員全員が非課税</u> )	全額
契約者が重度の障害者(身体 1～2 級、療育 A、精神 1 級)で世帯主 契約者が視覚障害者または聴覚障害者で世帯主	半額

### 【手続きに必要なもの】

- ・ 契約者確認書類(N H K から届く書類の写し)
- ・ 印鑑
- ・ 障害者手帳

## NET 1 1 9 緊急通報システム(FAX119・メール 119)

問い合わせ先：葛巻消防分署または盛岡地区広域消防組合消防本部

---

聴覚や言葉が不自由のために、音声通報が難しい方に、携帯電話やスマートフォンの Web 機能を使って、簡単な画面操作で 119 番通報できるサービスです。GPS の機能も用いることで、現在地の特定も可能となります。NET119 の利用については、事前に登録申し込みが必要です。類似サービスとして FAX119、メール 119 がありますが、原則自宅からの通報にのみ対応されます。

## NTT の無料番号案内「ふれあい案内」

申請窓口：NTT 東日本(0120-104-174)

---

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障害のある方を対象に「104 番」の番号案内を無料で利用できます。利用については事前登録が必要です。

### 【対象者】

- ①身体障害者手帳をお持ちの方のうち、視覚障害（等級は問わず）、上肢 1～2 級、体幹 1～2 級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1～2 級の方
- ②療育手帳を持っている方
- ③精神保健福祉手帳を持っている方



## 電話お願い手帳(聴覚・言語機能障がい者等)

---

N T T東日本では、耳の不自由な方が外出先で電話連絡やお願いをするとき、要件や連絡先等を書いて近くの方に協力をお願いする【電話お願い手帳】を発行しています。健康福祉課に備え付けてありますので、必要時にはお声かけください。

## 携帯電話料金の割引

---

各電話会社に障害者手帳所持者への割引があります。ただし、他の割引利用の場合に、併用できないこともあります。詳しくは、所持している携帯会社へお問い合わせください。



# 移動・交通に関するサービスについて

## 交通機関の運賃割引

申請窓口：各種公共機関窓口

各公共交通機関を利用する場合に、手帳を提示することで割引になります。また種別によっては本人のみでなく家族等の介護者も割引になることがあります。詳しくは以下を参照ください。

交通機関の種別	割引方法	割引率
鉄道旅客運賃 (JR・私鉄)	乗車券販売窓口(みどりの窓口など)で手帳を提示	5 割引き(定期券は 3 割引) ※第 1 種の身体障害者手帳、療育手帳 A をお持ちの方は介護者も割引になります。 ※距離により制限があります。
路線バス	利用の際に手帳を提示	
タクシー	利用の際に手帳を提示	1 割引き(岩手県内)
航空旅客運賃 (国内)	航空券販売窓口で手帳を提示	1 割引き ※一部の航空会社では、身体・知的障害者手帳の程度にかかわらず、介護者 1 名まで割引が適用されます。
有料道路料金割引	利用の際に手帳を提示、ETC も利用できます。 <u>※事前申請(町の証明)が必要</u> です。 申請先：健康福祉課 福祉係(内線 152)	5 割引き ※端数が生じる場合は 10 円単位切り上げ
フェリー旅客運賃割引	乗船券を購入時に窓口で手帳を提示	※運航区間によって割引率が変わります。詳しくは、利用するフェリー会社等にお問合せください。

※障がいの種類また等級によっては割引にならないこともあります。

## 障がい者等通院交通費助成

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

町外の医療機関で治療を受ける必要がある病気や障害を持っている方に、通院に係る交通費の一部を助成します。

### 【対象者】

- ①人工透析患者等（加入保険者が発行する特定疾病療養受療証を所持している方）
- ②精神科通院患者（自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する方）
- ③難病患者（特定疾病医療受給者証を所持する方）

### ※対象とならない場合

- ・生活保護を受けている場合
- ・各障害者手帳の利用により公共交通機関半額助成を利用している場合
- ・県外の医療機関を受診している場合
- ・通院先病院の送迎を受けている場合(居住地から通院していない場合)

助成額	
バス・電車を利用の場合	片道または往復の運賃の2分の1
自家用車を利用した場合 (タクシー利用も含む)	1 kmあたり 15 円で計算した片道または往復の額の 2分の1 (病院までの距離) × (1 kmあたり 15 円)

### 【手続き】

対象者であることの証明ができる書類（手帳・受給者証等）、印鑑、通帳などの口座番号のわかるものを揃えて窓口にて申請ください。助成金は申請後、約1か月前後で指定の口座に振り込まれます。

## 外出支援サービス

申請窓口：社会福祉協議会（内線 581）

在宅で生活している、要介護認定を受けた方や重度の身体障害者の方などに、医療機関への送迎や買い物等の外出支援を、車いす・ストレッチャー対応の車両で行います。送迎はボランティアの運転によります。

対象者	町内に居住し、移動に車いす等を使用しているため一般の公共交通機関を利用することが困難な方でケア会議で必要と認められた方		
利用できる例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病気治療のため通院及び入退院のとき(転院では利用できません)</li> <li>○町、福祉団体が主催する事業、会議に出席するとき</li> <li>○公共機関での手続きのとき</li> <li>○買い物のとき</li> <li>○その他(状況に応じ、相談の上対応)</li> </ul>		
利用時間及び料金	月～金、午前9時から午後4時30分、町外の医療機関へ通院する場合は、治療等を午前中		
		使用料	介助ボランティア
	町内	基本料金 <b>1,000 円</b> ＋ 走行距離 1 kmあたり 30 円	1,000 円
	町外	基本料金 <b>2,000 円</b> ＋ 走行距離 1 kmあたり 30 円	1,000 円
			その他 有料道路、有料駐車場の利用料は利用者負担

## 移動支援事業

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

視覚障害や両上肢及び下肢に障害があるため、屋外での移動が困難な方にヘルパーを派遣して外出支援をします。

### 【対象者】

視覚障害、体幹、両上肢および下肢に障害を有した1級の者

利用事業所	所在地
誠心会ヘルパーステーション	葛巻町葛巻 7-104-2 電話：66-3010
JA ライフサポート	葛巻町葛巻 9-35-7 電話：66-2030

## 福祉車両の無料貸出事業

申請窓口：社会福祉協議会(内線 581)

医療機関への通院や入退院等に際し、一般のセダン型車両では移動が困難な方の家族等に対して、社会福祉協議会が所有する車いす対応の福祉車両を無料で貸し出しています。

対象者	外出支援サービスに同じ
利用時間	車輛に空きがあればいつでも利用可
料金	燃料の満タン返し
利用方法	利用者登録→予約→利用→返却

## コラム4 障害者マークの利用

車両に表示するマークには種類があります。マークにはそれぞれ使う意味がありますので、自分に見合ったものを選び使用しましょう。ホームセンターやカー用品店、通販などで購入が可能です。

名 称	マーク	内 容
障害者のための国際シンボルマーク		障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは法的に定められたものではなく、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。このマークは車椅子を利用する障害者のみに使用されるものではなく、すべての障害者を対象としたマークです。
身体障害者標識 (身体障害者マーク)		車いすマークと同様に、身体障害のある方が乗っていることを示しますが、特にも <b>運転者が肢体不自由であることを示します</b> 。努力義務表示です。
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)		免許条件に <b>聴覚障害があることが明記される</b> 方が運転している車に表示するマークとなります。このマークを貼ることは <b>義務</b> となります。
ヘルプマーク		外見ではわかりづらい障害(義足や人工関節を使用している、内部障がいや難病の方、妊娠初期など)の方が、周囲の援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。東京都を中心に周知が広がっているマークです。

## その他の各種制度・サービスについて

### 身体障害者自動車運転免許取得費の助成

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

身体障害者が就労等のために、運転免許を取得する必要な経費の一部を助成します。

#### 【対象者】

- ①身体障害者手帳 1 級から 4 級の交付を受けている方
- ②知的障害者のうち、免許の取得によって自立した生活または就労等、社会参加が促進できると認められるもの(過去に受験した者は対象となりません。)
- ③運転免許取得にあたって改造自動車使用等条件が附されている方

助成額	上限額	手続き方法
免許取得にかかった費用の 3 分の 2 以内。ただし、その額が 10 万円を超えるときは 10 万円を限度とする。	10 万円	印鑑をお持ちください。 ※手続きは必ず教習を受ける前にしてください。

## 自動車改造費等の助成

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

身体障害者が就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造(手動操作、アクセル位置の変更等)が必要な場合、また介護者が所有し、通院等に使用する自動車の改造または購入に要する経費を補助します。

### 【対象者】

- ①身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害者の方
- ②前年の所得が基準額を超えない方

助成対象内容	操向、駆動装置等の改造に要する経費、容易に乗降できる装置に改造に要する経費または同様の装備を有する自動車を購入する場合、その本体価格と標準型車両本体価格との差額を対象。
上限額	10万円
手続き方法	身体障害者手帳、運転免許証、改造を行う業者の見積もり書、車検証または自動車購入契約書、印鑑が必要です。

## ひとにやさしい駐車場利用証制度

申請窓口：盛岡広域振興局保健福祉環境部(019-629-6564)

公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用のための利用証が交付されます。健康福祉課備え付けの申請書を窓口宛郵送または FAX で申請ください。

### 【対象者】

- ①身体障害者手帳を所持している方(一部対象となれない場合があります。)
- ②要介護認定 1 以上の方
- ③難病のため特定疾患医療受給者証を受けられている方
- ④疾病またはケガ等で歩行困難であることの診断がされている方



## 駐車禁止の対象外

申請窓口：岩手警察署 交通課(0195-62-0110)

身体障害者などで用務先の直近に駐車しなければ徒歩での移動が困難と認められる方に、標章(ステッカー)を交付し、公安委員会による駐車禁止規制の適用を免除します。(法定禁止区域内を除く)

### 【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者
- ②療育手帳 A
- ③精神保健福祉手帳 1 級

### 【手続きに必要なもの】

車検証、印鑑、運転免許証、身体障害者手帳が必要です。

## コミュニケーション支援事業

申請窓口：健康福祉課 福祉係(内線 152)

聴覚などの障害により、他者と意思疎通を図ることが困難な方に対し、手話通訳者または要筆記者の派遣を行います。病院の受診や、役所や金融機関の手続き等に利用できます。

### 【対象者】聴覚障害、音声・言語機能障害など

※派遣希望の 2 週間前までに申請が必要です。

※利用者の負担はありません。

※対応は委託先である、岩手県立視聴覚障害者情報センターが行います。

## 福祉資金(福祉費・緊急小口資金)の貸付 申請窓口：社会福祉協議会

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、経済的自立と安定した生活を確保するため、必要な資金の貸し付けを行っています。

### ○貸付対象

①低所得世帯	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(住民税非課税程度)
②障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む)の属する世帯
③高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯

### ○連帯保証人

**原則必要**ですが、立てない場合も借受可能です。

★保証人を立てる場合：無利子

★保証人を立てない場合：年 1.5%

### ○貸付の種類

借入例	
福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能資格をとりたい</li> <li>・福祉機器を購入したい</li> <li>・医療費や病院までの交通費が足りない</li> <li>・住宅改修をしたい</li> <li>・療養や介護期間の生活費の不足</li> <li>・障がいを持つ方で日常生活の便宜を図るため車を購入したい</li> </ul>
緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時で必要となる医療費の支払い</li> <li>・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出増</li> <li>・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要</li> </ul>

他方からの融資を受けることが難しい、収入が少なく生活が困難な世帯、障がい者の方や 65 歳以上の高齢者の方が属する世帯が対象です。貸付の上限額があること、借りるからには返却期限もありますので計画的に進めることが必要です。また、借入の際は、それに係る証明書類の添付が必要となります。

## 生活困窮者自立支援制度

申請窓口：社会福祉協議会(内線 581)

働きたくても働けない、住むところがない、社会に出るのが不安など様々な悩みに対して、専門の相談員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

事業名	内容
①自立相談支援事業	生活の困りごとを聞き取りし、必要な支援プランを作成します。
②住宅確保給付金の支給	離職などにより住居を失う、または失うおそれの高い方に就職に向けた活動をするを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。
③就労準備支援事業	社会との関わりに不安がある、他の人のコミュニケーションがうまくとれない」など直ちに就労が必要な方に 6 カ月～1 年間のプログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた応援をします。
④家計改善支援事業	家計状況の見える化をしながら、家計を管理できるように支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎなど、早期の生活再生を支援します。
⑤就労訓練事業	直ちに一般就労をすることが難しい方のために、個別の就労支援プログラムに基づき一般就労に向けた支援を中長期的に行います。
⑥子どもの学習支援事業	子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

## 配食サービス

申請窓口：社会福祉協議会(内線 581)

ボランティアが町内飲食店で調理したお弁当をお届けし、対象者の安否確認と食生活の支援を目的に実施。

対象者	65 歳以上の一人暮らし世帯の方、家族全員が 70 歳以上の世帯の方 日中障がい者だけになる世帯の方
料金	1 食 300 円

## 日常生活自立支援事業

申請窓口：社会福祉協議会(内線 581)

普段生活をしていて判断に不安を感じることもある方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続き、金銭管理などをお手伝い(援助)する事業です。利用を希望する場合、まずは葛巻町社会福祉協議会へご相談ください。

対象者	日常生活上の判断に不安のある方 例)認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方
内容	○福祉サービスの利用援助 福祉サービスに関する手続きの援助、利用料の支払い ○日常生活金銭管理 日常的な生活費に要する預貯金の払い戻しや、医療費、公共料金、家賃、地代、税金などの支払い ○書類等の預りサービス 普通預金通帳、定期預金通帳、不動産権利書、契約書、実印、印鑑、印鑑登録カード、マイナンバーカード
利用料	おおむね 1 時間につき 1300 円(生活保護を受けている方は無料)

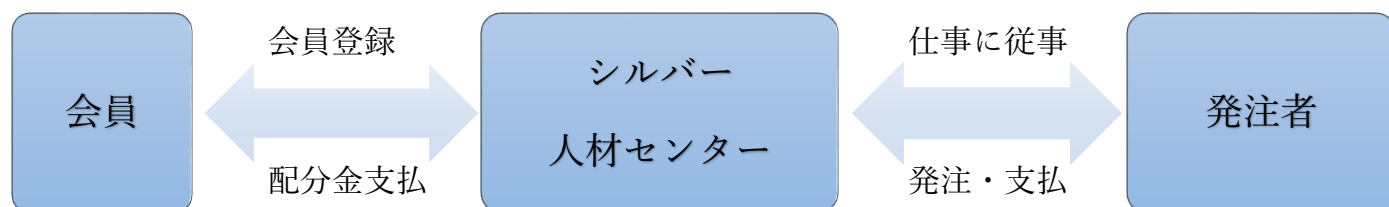
## シルバー人材センター 申請窓口：社会福祉協議会(内線 581)

### ○シルバー人材センターとは

- ◆「高年齢者等の雇用安定等に関する法律」に基づき、国や県、市や町から支援を受けて運営する営利を目的としない公益団体です。
- ◆会員による自主的・主体的な運営をすること、また、会員の一人一人が、豊かな経験と知識を活かし、お互いに協力し合い働くこと「自主・自立、共働・共助」を理念としています。
- ◆公共団体をはじめ企業、家庭などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に仕事を提供しています。
- ◆高齢者が地域で働くことを通じて活力ある高齢社会、地域社会づくりに貢献するとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活ができることを目的としています。

### ○シルバー人材センターの仕組み

- ◆健康で働く意欲のある概ね60歳以上の方が会員として登録します。
- ◆シルバー人材センターにおける就業は、臨時的、短期的な仕事、または軽易な仕事を請負あるいは委任契約によってお引き受けします。
- ◆シルバー人材センターは、会員に仕事を提供し、仕事量に応じて配分金を支払います。



\* 仕事が完了次第、発注者に代金を請求させていただき、会員に配分金を支給します。

## ○シルバー人材センターの利点

- ◆各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
- ◆会員の技能・技術を高めるため各種の講習を実施しています。

## ○注意点

- ◆シルバー人材センターで扱う仕事は、臨時的かつ短期的な仕事、またはその他の軽易な仕事に限られます。
- ◆シルバー人材センターでは、就業や収入の保障はいたしません。
- ◆シルバー人材センターと会員、会員と依頼者との間には雇用関係はありません。
- ◆雇用関係がないため、工作中的の事故に対して労災保険が適用されません。このため、工作中や仕事先への移動のときの補償として、独自のシルバー傷害保険に入っています。また、他人の身体、財物等に損害を与えた場合は、賠償保険を適用しています。

## ○依頼にあたって

- ◆「仕事を頼みたい」「どんな仕事を頼めるか」「料金は」など、まずは気軽に葛巻町シルバー人材センター(事務局：社会福祉協議会)にお問い合わせください。



## コラム5 成年後見制度

成年後見制度とは、精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が、不利益が生じないように、その方を援助してくれる人をつけてもらう制度です。

### 【後見人の種類】

①**法定後見人**・・・すでに判断能力が低下している方であって主にその親族が後見人になります。

さらに、法定後見人は本人の判断能力によって、成年後見人、保佐人、補助人に分かれます。

こうけん 後見	自分でほとんど物事の判断ができない方に対して
ほさ 保佐	判断能力が著しく不十分な場合（簡単な判断ならできる）
ほじょ 補助	判断能力が不十分な場合（大体のことは自分で判断できるが、難しい判断はできない）

②**任意後見人**・・・親族やほかに頼れる人がいない場合に、専門家や弁護士などが後見人となります。

将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を契約しておくことで、本人の判断能力が低下した時に、任意後見人が本人にかわり、契約等行うことで適切な保護・支援をすることが可能になります。

後見人の役割は、本人の生活・医療・介護・福祉など本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら、本人の保護・支援をします。ただし、法律行為に関するものに限られるため、食事の世話、実際の介護などは職務とはなりません。



## 町の各種協議会・ボランティア団体の紹介

名称	活動内容及び連絡先
身体障害者福祉協議会	<p>【対象】身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>【活動内容】各種大会への参加、研修旅行などを通して、身体障害者の皆さんと情報交換、交流を深めます。</p>
	<p>【加入申し込み先】社会福祉協議会(内 580・581)</p>
手をつなぐ親の会	<p>【対象】町内の心身障害児の家族の方と本人</p> <p>【活動内容】研修会への参加や親子研修旅行などを通じて、日ごろ抱える悩みの相談や共有などを図ります。</p>
	<p>【加入申し込み先】社会福祉協議会(内 580・581)</p>
精神障害者家族会「しらかば会」	<p>【対象】精神障害者の家族の方</p> <p>【活動内容】研修会や大会等への参加、勉強会の開催、すずらん工房(B型作業所)の活動支援など</p>
	<p>【加入申し込み先】しらかば会事務局：健康福祉課(内 157)</p>
精神保健ボランティアはんぶんこ	<p>【活動内容】町で行うデイケアやすずらん工房への協力、後方支援</p>
	<p>【加入申し込み先】はんぶんこ事務局：健康福祉課(内 157)</p>

## 地域の相談員の紹介

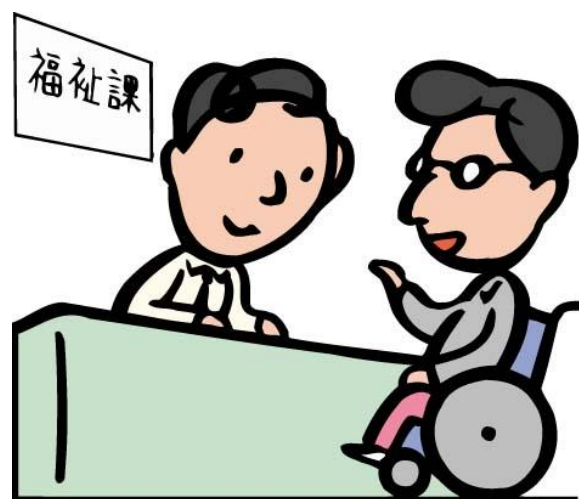
名称	活動内容等
民生委員・児童委員	各地区に1人～2人の民生委員さんが配置されています。国からの委託により指名された方々であって、地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動などを行っています。
地域安心生活支援員	体育振興会毎に、相談員が一人配置されています。生活上の悩みや不安などを相談できます。



身体障害者相談員、知的相談員	身体に障害を抱える方、知的の障害を抱える親等が相談員となり、障害を抱える者の気持ちに寄り添い、気持ちを共有しながら相談に乗っています。
心配ごと相談	毎月0のつく日(10・20・30日)に相談日を設定しています。 窓口：社会福祉協議会、開設場所：保健センター

## 一般相談事業所

事業所名	相談の内容	窓口
もりおか障害者自立支援プラザ	身体・難病障がい者の生活相談	相談希望する場合、まずは健康福祉課福祉係（内線152）までご連絡ください。
盛岡広域圏障がい者地域生活支援センター <small>まい夢</small>	知的障がい者の生活相談	
ソーシャルサポートセンターもりおか	精神障害者の生活相談	
障がい者地域生活支援センターしんせい	身体障がい者の生活相談	



## コラム6 災害発生時には…

災害発生時は町から出る避難指示に従って、行動をとりましょう。

### 【避難指示種類】

避難レベル (程度)	放送指示語	詳細
<b>弱</b>	避難準備	避難勧告・避難指示が出る可能性があるため、指示が出たらすぐ行動できるよう準備が必要です。避難に時間のかかる方は、心配な方は避難を始めましょう。
<b>中</b>	避難勧告	被害が広がる可能性が大きいいため、避難を勧めます。
<b>強</b>	避難指示	被害がもっとも大きく、危ない状況であるため避難する必要があります。

平常時から避難準備や場所の確認をしておきましょう。

### 【準備しておくよいもの】

お薬手帳や保険証・懐中電灯・飲料水・缶詰、パックご飯など日持ちのする食料品・マッチ・乾電池・ラジオ・毛布・バスタオル・フェイスタオル・数日分の着替え・防寒具(時季によって)・古い新聞紙など

※あまり荷物が多すぎてもいけません。必要最低限(3日分)に収めましょう。

※ペットについては、避難所によって取り決めがあるので確認してから連れて行くようにしましょう。

災害が発生すると当たり前になっていたことが、思うようにできなくなることを理解しておきましょう。例えば電話をつかう、お風呂に入る、料理をする（電子レンジを使う）、テレビをみる、ゲームをする、暖をとる、病院に行く、買い物をするなど、電気・水道・ガス、交通などのライフラインが休止することによって、数日間利用できなくなることがあります。万が一に備え、災害が発生する前から、災害発生時の行動について確認をしておきましょう。また、避難時に持参する物の準備をしておくとう安心です。定期的な病院通院がある方は、病院の連絡先を控えておき、お薬手帳や保険証は必ず持参できるように確認しておきましょう。



### 【町内の消防・警察】

(消防) 葛巻分署	葛巻町葛巻 8-5-1 (浦子内)	電話：66-2709
(警察) 葛巻駐在所	葛巻町葛巻 12-28-2 (新町)	電話：66-2609

【避難場所については、55 ページの避難所一覧を確認ください。】

## 各種一覧

### 障害者(児)サービス概要

#### ①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報提供や援護等を行います。
行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき必要な障がい福祉サービスを包括的に提供します。

#### ②日中活動系サービス

サービス名	内容
療養介護	医療の必要な障害者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護などをします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で食事や入浴、排泄等の介護等を行います。
自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、身体機能や生活能力向上の訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、生活活動の機会の提供、能力向上の訓練などをします。

就労継続支援	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行います。
就労定着支援 (平成 30 年度から)	就労に向けた一定の支援を受けて、新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間、就労の継続を図るために必要な関係機関等との連絡調整等を行います。

### ③居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡調整などを行います。
自立生活援助 (平成 30 年度から)	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等に対し、居宅での自立した生活を送る上で生じる問題等について、一定の期間、定期的な巡回訪問または、連絡を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援等を行います。

### ④相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	サービス等利用計画を作成します。また、サービス事業所等との連絡調整を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	訪問指導や住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための事業所への同行支援等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急時の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

## ⑤障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援 (平成 30 年度から)	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

## ⑥障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援利用計画を作成します。また、サービス事業所等との連絡調整を行います。

## 葛巻町で受けられる近隣のサービス事業所マップ



### 【葛巻町】

事業所名	所在地	サービス内容
すずらん工房	葛巻町葛巻 20-18-4 電話：66-2863	就労継続支援 B 型、地域活動支援センター
誠心会	ホームヘルパー ステーション 葛巻町葛巻 7-104-2 電話：66-3010	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、移動支援
	葛巻デイサービス センター 葛巻町葛巻 7-104-2 電話：66-3010	生活介護(基準該当)、 自立訓練(基準該当)
	ショートステイ事業所 葛巻町葛巻 7-104-2 電話：66-2100	短期入所
JA 新しいわてグループ(株) JA ライフサポート事業 葛巻介護事業所	葛巻町葛巻 9-35-7 電話：66-2030	居宅介護(ホームヘルプ)

### 【岩手町】

事業所名	サービス内容
相談支援事業所 ひこうせん	一般相談支援、計画相談
働く我らの家	就労継続支援 B 型
地域活動支援センター「ひこうせん」	生活介護
くれよん	自立訓練(生活)
斎藤ホーム、新町ホーム、ゆはずホーム	グループホーム(共同生活援助)
岩手町社会福祉協議会	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

### 【一戸町】

事業所名	サービス内容
指定一般相談支援事業所のぞみ、相談支援事業所「中山の園」	一般相談支援
福祉工場カナン牧場、多機能型事業所きらぼし	就労継続支援 A 型
奥中山高原 結カフェ、障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」他、4 か所	就労継続支援 B 型
株式会社結愛サービス公社	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
居宅介護「れもん」事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援
よされステーション「ゆらり」	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
結カフェ居宅介護事業所	居宅介護・移動支援
共同生活事業所「中山の園」、共同生活サポート「結」他 6 事業所 (31 か所)	グループホーム (共同生活援助)
奥中山学園、こぶし短期入所事業所他、7 か所 (2 事業所)	短期入所



多機能型事業所きらぼし、生活介護事業シャローム事業所 他、11 か所 (4 事業所)	生活介護
やまゆり、指定障害者支援施設 奥中山学園他、6 か所 (2 事業所)	障害者支援施設
みたけ支援学校奥中山校 (小学部・中学部)、三愛学舎 (高校)	特別支援学校
ゆいまある	障害児通所事業所
奥中山学園	障害児支援施設・日中一 時支援

### 【八幡平市】

事業所名	サービス内容
相談支援事業所「白ゆり」、くらしの相談室	一般相談支援
ワークサポート蓮華、ポパイの家	就労継続支援 B 型
そよかぜの家	就労継続支援 B 型、生活介護
共同生活事業所「八幡平」、ひまわりホーム他、8 事 業所 (13 か所)	グループホーム(共同生活援 助)
J A ライフサポート西根指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーション 里・つむぎ	
富士見荘指定訪問介護事業所	居宅介護

### 【二戸市】

事業所名	サービス内容
むつび、えんの下、中山の園他、5 か所	相談支援事業所
共同生活事業所「二戸」、ペガサスホーム他、9 か所 (3 事業所)	グループホーム (共同生活援 助)
障がい者支援施設 みやび	障害者支援施設
発達支援センター風他、6 事業所	障害児通所事業所

## 日常生活用具の給付・レンタル一覧

介護・訓練支援用具	
特殊寝台	下肢または体幹機能障害 1～2 級の方
特殊マット・特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1 級で、常時介護を要する方
入浴担架・体位変換器・移動用リフト	下肢または体幹機能障害 1～2 級で、他人の介助を要する方
訓練いす	下肢または体幹機能障害 1～2 級、原則として 3 歳以上 18 歳未満の児童
訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害 1～2 級、原則として小学生以上 18 歳未満の児童

自立生活支援用具	
入浴補助用具／便器	下肢または体幹機能障害 1～2 級で他人の介助を要する方
T 字状・棒状のつえ／移動・移乗支援用具	平衡、下肢、体幹機能障害のいずれかを有する方
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳 A で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方</li> <li>・上肢機能障害 1～2 級、原則として小学生以上の方</li> </ul>
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平衡、下肢、体幹機能障害のいずれかを有する方</li> <li>・てんかん発作などにより頻繁に転倒する知的障害児(者)、精神障害者</li> </ul>
火災警報器・自動消火器	障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な方
電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 1～2 級、原則として小学生以上の方
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 1～2 級の方

在宅療養等支援用具	
透析液加湿器	じん臓機能障害 1～3 級の方
ネブライザー(吸入器)/電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 1～3 級などの方
酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
盲人用体温計(音声式)/盲人用体重計	視覚障害 1～2 級の方

情報・意思疎通支援用具	
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害または肢体不自由者であって、発生発語に著しい障害を有する方
情報・通信支援用具	上肢機能障害または視覚障害者
点字ディスプレイ	視覚障害者と聴覚障害が重複している方
点字器/点字タイプライター/視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生、再生専用)/視覚障害者用活字文書読み上げ装置/視覚障害者用拡大読書器/盲人用時計(解読、音声)	視覚障害 1～2 級の方
人工咽頭	咽頭摘出者
点字図書	点字によって情報を得ている視覚障害者
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者または発生・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められる方
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
福祉電話(レンタル)	聴覚障害者または外出困難な身体障害者(原則として 1～2 級)であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要性があると認められる方(障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)

ファックス(レンタル)	聴覚または音声言語機能障害 1～3 級であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として認められる方(電話によるコミュニケーションなどが困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)
-------------	---

排泄管理支援用具	
ストマ用装具(畜尿袋・畜便袋)	ストマ(人工肛門・人工ぼうこう)造設者
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	<p>3 歳以上であって次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマ造設者のうち、ストマ周辺の皮膚の著しいびらん(治療によって軽快の見込みがないもの)やストマ変形のため、ストマ用装具を装着することができない方</li> <li>・先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある方</li> <li>・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方</li> <li>・脳性麻痺などの脳原性運動機能障害により排尿または排便の意思表示が困難な方</li> </ul>
収尿器	高度の排尿機能障害

住宅改修費	
居宅生活動作補助用具(手すり、段差解消、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便所への取り替えなど)	下肢、体幹機能障害または乳幼児非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者 1～3 級の方(ただし、特殊便器への取り替えは上肢障害 1～2 級の方)



## 避難場所一覧

1	吉ヶ沢児童館・ゆきわり荘
2	土谷川生活改善センター
3	元木生活改善センター
4	小屋瀬農村センター
5	田代コミュニティセンター
6	平船集会所
7	夢見る里ふれあい交流館
8	小田林業研修センター
9	星野生活改善センター
10	鷹の巣公民館
11	田子ふれあいセンター
12	葛巻町コミュニティ防災センター
13	新町自治会館
14	象鼻会館
15	茶屋場自治会館
16	馬淵公民館
17	馬淵農村婦人の家
18	遠矢場林業研修センター
19	西里公民館
20	車門ふるさと会館
21	山岸公民館
22	五日市生活改善センター
23	立の神会館
24	泉田自治会館
25	江刈農村センター
26	寺田公民館

27	橋場生活改善センター
28	四日市コミュニティセンター
29	水車の里交流館
30	上外川林業研修センター
31	田屋集落センター
32	冬部生活改善センター
33	名前端集会所
34	毛頭沢林業研修センター
35	前里集会所
36	やまぶきホール
37	田野構造改善センター
38	田野集会所

# 葛巻町役場 《窓口の紹介》

代表電話：66-2111

課の名称	場所	主な業務
住民会計課	役場庁舎 1階	戸籍、住民票、婚姻、出生、死亡等の届出、医療費助成、パスポート、各種税金など
農業委員会	役場庁舎 1階	農地、農業者年金に関する事など
農林環境 エネルギー課	役場庁舎 1階	農業、畜産、林業、環境衛生(ゴミ処理)、 新エネルギー(太陽光・バイオマス)についてなど
政策秘書課	役場庁舎 2階	町長の日程管理、人事・職員採用など
総務企画課	役場庁舎 2階	地域情報、コミュニティ、広報、消防防災、商工観光、定住対策(Iターン、Uターン)、子育て支援住宅、選挙関係など
建設水道課	役場庁舎 2階	町営住宅申請、上下水道、町道の整備など
議会事務局 監査委員事務局	役場庁舎 3階	議会運営、監査に関する事など
教育委員会	総合センター 2階	保育園入所申し込み、小学校・中学校に関する事、 生涯スポーツなど
健康福祉課	保健センター 1階	各種手帳申請、サービス利用相談、生活保護、 包括支援センター、介護保険、児童扶養手当、 母子手帳発行、各種健診関係など

開庁時間：月～金(8:30～17:15)、木曜日は19時まで窓口を延長しています。

土日祝、年末年始は閉庁しています。

